○厚生労働省令第四十七号

医 工薬品、 医 療機器 等 \dot{O} 品 質、 有効性及び安全性 の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第二条第十五 項 \mathcal{O} 規定に基づき、 医薬 品、 医 療 機器 等 \dot{O} 品 質、 有効性 及び 安全性 \mathcal{O} 確 保等に 関 する法 全第二

条第十 五. 頭に 規定する指定薬 物 及び 同法第七十六条の 四に規定する医療等 O用 途 を定め る省令 の一部を改正

する省令を次のように定める。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

医薬品、 医療 **燃器等** \mathcal{O} 品品 質、 有効: 性及び安全 性の 確 保等に関する法律第二 一条第十一 五. 項に 規定する指 定

薬物 及 び 同法第七十六条の四に規定する医療等の 用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、 医療機器 等の品質、 有効性及び安全性 の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬 物

及び 同 法第七十六条 \bigcirc 兀 に規定する医療等の 用途を定める省令 (平成十九年厚生労働省令第十四号) の — 部

を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

七十一 三— {二— [エチル (プロピル) アミノ] エチル} ——	七十 (略) 六十五 (略)	<u>六十四</u> (略) <u>ジン―二―イル)アセテート及びその塩類</u> <u>ジン―二―イル)アセテート及びその塩類</u>	<u> 六十二 </u>	三十 (略) 三十 (略) ニーナー(1) ニーテップ・ニーイル (1) ニーーガチルーー Hーインダゾールーニーカルンーニーイル (1) ニーディンラッテバー (1) アラバー・ラミッテバー (1) アラバー・フェック	い こ こ ジャーレー ナモノブ略)	ー~二十七 (略) 指定する。 。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に(指定薬物)	改 正 後
) でその塩類 ジャン・プログラン・アージ アンドラン	ブチナン	アミン及びその塩 N―エチル―一	アミン及びその塩ルフェニル)―N	ル 三 オ ヮ ジ	N 三 イ ル (一~二十七 (略) 指定する。 。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に(指定薬物)	改正前

百七十九~二百九十八 (略)	<u>百七十八 (略)</u> <u>3 ピペリジン及びその塩類</u>	百七十七 一一 [一一 (三―フルオロフェニル) シクロヘキシル	百七十六 (略) 七十三~百七十五 (略)		・ハーイン
百七十五~二百九十四(略)類	百七十四 一一(四一フルオロフェニル)ピペラジン及びその塩	(新設) アミノ) ベンタン―――オン及ひその塩類	′四~	ール)	

附則

(施行期日)

第 条 この 省令は、 公布 \mathcal{O} 日 か 5 起算 て十日を経過 L た 日 か 5 施 行 する。

医 薬 品、 医 療 機 器 等 Ò 品 質、 有効性 及び 安全: 性 \mathcal{O} 確 保 等 に 関 す る法 律 等 \dot{O} 部を改正する法律の

部

 \mathcal{O}

施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正)

第二条 医薬 品、 医 療 **燃機器等** の品質、 有効性及び安全性 の確 保等に関する法律等の一 部を改正する法 律 *(*)

部 \mathcal{O} 施 行に伴う関 係 省令 の整備 等に関する省 令 (令和三 年 厚生労働 省 令第十 五 号) 第 $\dot{+}$ 匹 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄

 \mathcal{O} 医 薬 品 医 療 機 器 等 \mathcal{O} 品 質、 有 効性 及 び 安 全 性 \mathcal{O} 確 保 等 に 関 する法 律第二条第十 五. 項 Œ 規 定す る 指 定 薬

物 及び 同 法第七十六条の 四に規定する医 療等 O用途を定める省令第一条中 「二百九十二」 を 百 九 十六

に、 「二百九十三」を 「二百九十七」 に、 「二百九十四」 を 「二百九十八」 に改め、 同 表改正: 一後欄 \mathcal{O} 医

薬品、 び 同 法 第 医 七 療 十六条 機 器等 \bigcirc \mathcal{O} 品質、 兀 に 規 有効 定す 性 る 及び・ 医 療 安全性 等 \mathcal{O} 用 途 0) を定め 確 保等 に関 る 省 令第 する法律 条中 第二 「二百九 一条第十 十 二 五 一項に を 規定する指 二百九 十十六」 定 薬物 に 及

「二百九十三」 を 「二百九十七」 に、 二百 九十四」 を 「二百九十八」 に改める。